

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の**整備の加速**

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

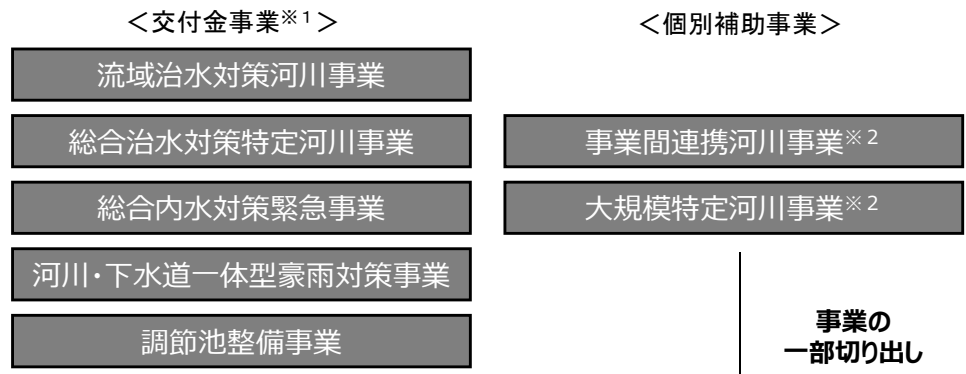
※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)
 ※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域（特定都市河川流域）における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

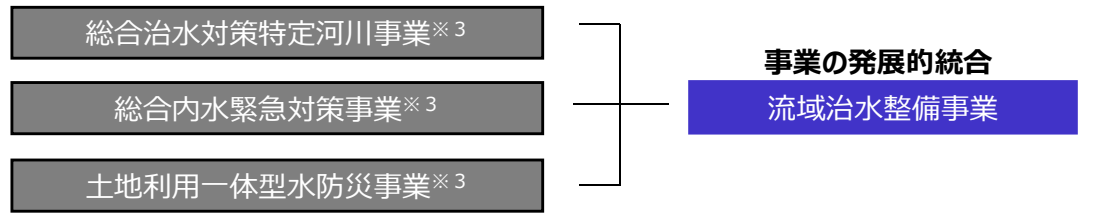


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

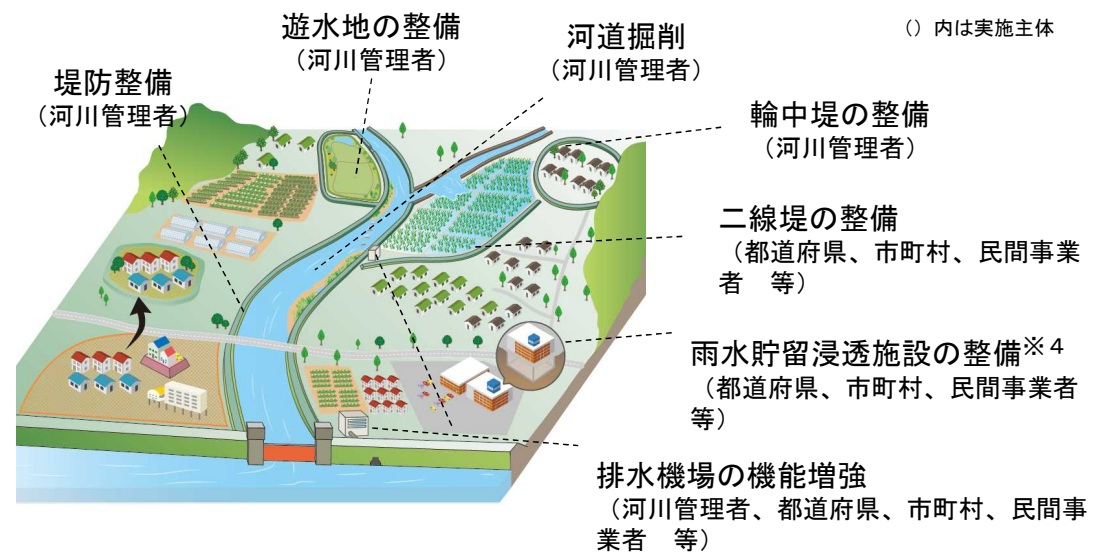
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）
 実施主体市町村、都道府県、民間事業者等、国庫補助率：1/2（指定区間内の一級、二級で市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る）
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

○特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

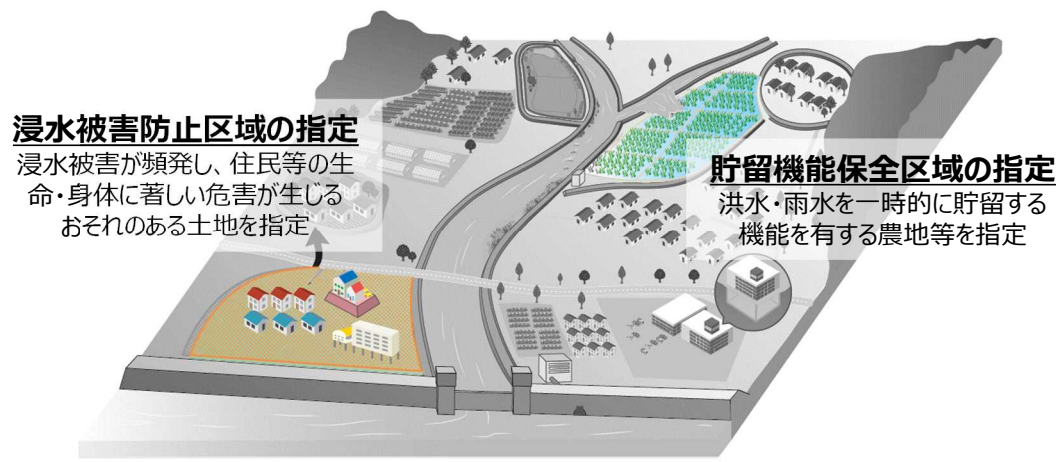
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止



移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】
浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1
○ 令和3年度より災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
○ 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】
がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い区域からの住宅の移転を支援※2
○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】
災害危険区域等において、既存不適格の住宅及び建築物(避難所等に限る)※3の浸水対策改修等への助成を支援
○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加

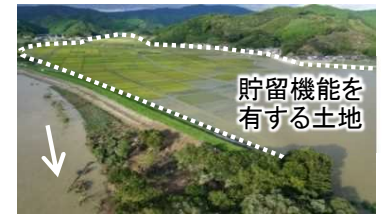
※1：住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担（地方財政措置を含む）
※2：許可基準に満たない住宅の移転費等を助成
※3：浸水被害防止区域においては、許可基準に不適な既存の住宅及び社会福祉施設等

農地等の貯留機能の活用の推進

令和4年度より、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る**固定資産税等への特例措置**（課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする）を設ける。

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間による二線堤の築造等への支援(再掲)

・国庫補助率の嵩上げ(1/3※4⇒1/2)
※4：民間事業者による整備は令和4年度より新規創設



「大和川流域治水相談窓口」を開設(R3.12.23)

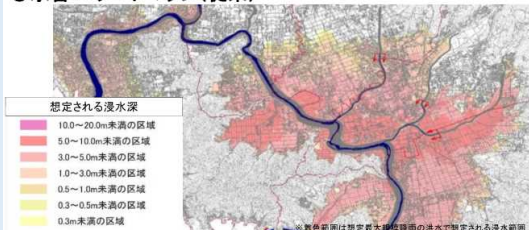
～流域治水関連法施行後、全国初となる特定都市河川に大和川等が指定～

大和川の特定都市河川指定に伴う流域治水対策を推進するため、王寺出張所に「大和川流域治水相談窓口」を設置しました。今後、雨水貯留浸透施設の整備やため池治水利用、土地利用規制等、関係市町村等による流域治水の取り組みに対して技術的支援を行います。

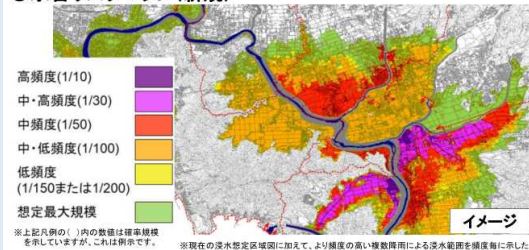


相談窓口看板設置

○水害ハザードマップ(従来)

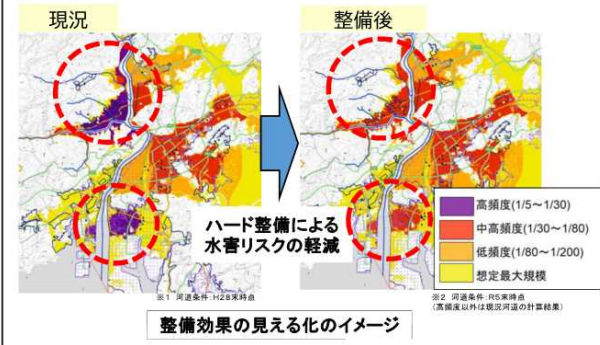


○水害リスクマップ(新規)



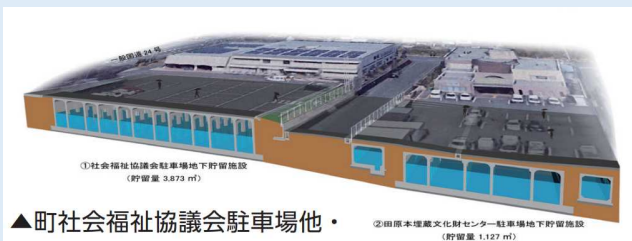
水害リスクマップを活用したまちづくり等との連携

- ・現在のリスクに加え、将来のリスクも提示(整備効果の見える化)
- ・土地利用規制や居住の誘導を促進
- ・きめ細やかな企業BCPの作成、水害保険への水害リスクの反映



整備効果の見える化のイメージ

雨水貯留浸透施設の整備



▲町社会福祉協議会駐車場他

②田原本町文化センター駐車場地下貯留施設



田原本町社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設

ため池の治水利用

利水容量の一部を治水容量に転換し、流出抑制機能の向上を図り、氾濫を軽減



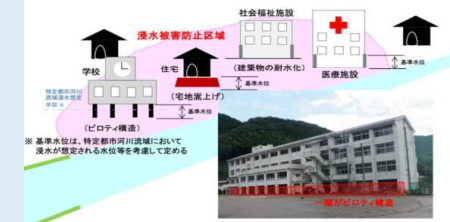
ため池治水利用施設(大和郡山市 鰻堀池)

水田貯留



調整板を設置すると、排水量を減らすことができ、これまで以上に水田に貯留することが可能となる。

浸水被害防止区域の指定



貯留機能保全区域の指定

